

浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定制度実施要領

(目的)

第1条 エネルギー使用量の低減に率先的に取り組む事業者をトップランナー事業者として認定し、特に優良な事業者についてはその功績をたたえるため表彰することで、自主的な新エネ・省エネ対策を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 市内において事業所を有する事業者とする。法人化している事業者は、法人単位で申請するものとする。

(対象分野)

第3条 対象とする分野は、施設又は車両に係るエネルギー使用量の低減とする。

(対象要件)

第4条 当該年度の9月30日までの期間において、施設又は車両に係るエネルギー使用量の低減につながる次のいずれかの対策を実施していること。ただし、当該年度の9月30日時点で稼働又は実施しているものに限る。

(1) 新エネ・省エネ設備の導入

新エネルギー設備(太陽光発電、太陽熱利用、風力発電等)、省エネルギー設備(高効率照明、複層ガラス等)、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車等)など、エネルギー使用量を低減する設備・機器を率先的に導入していること。

(2) 省エネ対策活動の実践

空調や照明に関する省エネ対策、環境教育・啓発活動、エコドライブの実践等、エネルギー使用量を低減する取組を実践していること。

(3) 環境マネジメントシステムの推進

ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証・登録をしていること。また、静岡県地球温暖化防止条例に定める温室効果ガス排出削減計画書を提出していること。

(申請方法)

第5条 新たにトップランナー事業者の認定を受けようとする事業者は、当該年度の10月当初から12月末日までに、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

(1) 浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定申請書(第1号様式)

(2) 取組内容報告書(第2号様式)

(3) 第4条の対象要件を満たしていることが証明できる資料の写し

(認定)

第6条 市長は、前条の規定により書類が提出されたときは、内容を審査し、第4条に定める要件を満たしていると認めた事業者を、トップランナー事業者として認定する。

2 トップランナー事業者は、Sクラス、AAAクラス、AAクラス、Aクラスに分けるものとする。クラスは、浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定申請書(第1号様式)の点数を評価基準に照らし合わせ、決定する。

3 浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定申請書(第1号様式)の点数が50点

に達しないときは、申請ができないものとする。

(認定の継続)

第7条 前条の規定に基づき、トップランナー事業者として認定された事業者は、毎年1回、エネルギー使用状況報告書(第3号様式)を提出することにより、最長で5年間、トップランナー事業者の認定を継続することができる。

(トップランナー大賞等の候補)

第8条 6条の規定によりトップランナー事業者として認定した事業者のうち、特に優秀な新エネ・省エネ対策の取組を実施している事業者を、トップランナー大賞の候補とする。

2 前項の規定にかかわらず、特徴的な新エネ・省エネ対策の取組を実施している事業者を、特別賞の候補とすることができる。

(審査機関)

第9条 トップランナー大賞等は、学識経験者等で構成する審査会の審査を経て、市長が決定する。

(審査方法)

第10条 審査は、トップランナー大賞等の候補となった事業者を対象として、浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定申請書(第1号様式)及び関係書類に基づいて行う。

2 審査にあたって必要がある場合には、事業者に聞き取りや追加資料を求めるものとする。

3 審査項目は、次のとおりとする。

(1) エネルギー使用量の低減量

エネルギー対策の取組により、エネルギー使用量が低減できているか。

(2) 独創性

普及が進んでいない先進的技術の導入や、独自の手法を取り入れた省エネ対策活動を行うなど、他社の模範となる内容であるか。また、全国有数の日照時間や遠州のからっ風などの地域特性を有効活用しているか。

(3) 継続性

一過性の取組ではなく、今後も継続的・発展的にエネルギー対策を実施することが見込まれるか。

4 トップランナー大賞の候補事業者のうち大企業者と中小企業者から各2社を上限として、トップランナー大賞受賞者を決定する。

5 トップランナー大賞の受賞者以外で、特徴的な新エネ・省エネ対策の取組を実施している事業者については、特別賞の受賞者とすることができる。

6 中小企業者とは、別表1に示す資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす会社、個人又は法人とする。ただし、次項に規定するみなし大企業を除く。

7 みなし大企業とは、次の各号の一に該当する企業とする。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人。

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人。

(3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している法人。

(表彰)

第11条 市長は、トップランナー大賞等に決定した事業者を表彰するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月3日から施行する。

別表1 中小企業者の定義（第10条関係）

業種	基準
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の事業者又は常時使用する従業員の数が300人以下の事業者
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の事業者又は常時使用する従業員の数が100人以下の事業者
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の事業者又は常時使用する従業員の数が50人以下の事業者
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の事業者又は常時使用する従業員の数が100人以下の事業者